

No.	質問事項	県回答 (※記入しないでください)
1	業務委託仕様書「2 事業の目的」において、市町村の周知啓発コンテンツが、テレビCMやWEB広告等と連動して広報される旨が記載されています。 本事業における個別受診勧奨（ハガキ発送タイミング等）の効果を最大化させる（メディアミックスによる受診意欲の醸成を図る）ご提案をご用意したく、県が現在計画されている、令和8年度中のテレビCM放映スケジュールやWEB広告等の具体的な展開時期、対象エリアの計画について、受託候補者へ開示・共有いただくことは可能でしょうか。	テレビCM、ラジオ及びWEB広告については、令和8年6月下旬から8月末まで実施する予定です。その後、9月から10月にかけて、健診の受診を促すリマインド広告に内容を変更して実施する予定です。なお、実施期間は変更となる可能性があります。詳細な放映・配信スケジュールについては、受託候補者決定後に提供します。
2	業務委託仕様書「5（1）受診勧奨対象者の抽出」において、「市町村が保有する特定健診受診履歴、レセプト情報その他受診勧奨に必要なデータを活用し」とされておりますが、記載の【県が提供するデータ】以外に、下記のデータ提供もご提供は可能でしょうか。 ＜想定データ一覧＞ ①特定健診・特定保健指導受診歴データ ・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない） ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む） ②特定健診対象者データ ・FKAC161又はFKAC173など／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分 ※各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。 ③被保険者情報データ 被保険者管理台帳（KDB帳票p26_006）／ファイル形式：CSV	ご質問のデータについては、提供可能です。

3	業務委託仕様書「5（2）受診勧奨の実施」において、「受診勧奨実施時期は令和8年9月から12月までを想定する」とされておりますが、対象18市町村の一部は、当該期間より前に集団健診や主要な個別健診スケジュールが終了している自治体が存在するように見受けられます。このような自治体に対し、未受診者の中から受診勧奨の効果が高い層を抽出した上で、次年度の健診受診を促進する内容で事業を実施することは可能でしょうか。	本事業は、令和8年度の特定健診受診促進を目的としていることから、受診勧奨の内容は当年度の受診を促すものとなります。
4	業務委託仕様書「7（5）委託業務の明記」において、「業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること」とありますが、対象住民へ送付する個別通知物（ハガキ等）において、記載する箇所（宛名面、通信面等）や、具体的な表示形式（特定の文言や県ロゴマーク配置の要否など）について、指定ルールがございましたらご教示ください。	記載箇所や表示形式について、特段の指定はありません。ただし、福島県の委託業務であることが受診勧奨対象者に分かるよう明記してください。

※必要に応じて行を追加又は削除してください。